

施工条件等の明示について

発注時に設計条件や施工条件（例：指定仮設と任意仮設の区分）を入札図書中の Section V. Work Requirements に明示することは、工事契約を円滑に履行するために重要です。

これら施工条件等を明示することにより、応札業者が適切な応札価格を積算することが可能となり、施工過程で「設計変更」が必要となった場合に合理的な対応が可能となります。

1. 設計条件／施工条件の明示

明示すべき施工条件としては、例えば工事敷地、敷地へのアクセス条件（交通規制の可否等）、土質条件等の施工条件が挙げられます。また、土質条件等設計・積算に使用した条件についても設計図書に明示してください。

入札時点ですべての条件が確定していない（ジャストボーリングが整わず設計条件に一定の制約がある等）ことも実際にはあると考えられますので、その場合は積算上仮定した条件（設計条件）を明示してください。

明示される施工条件は、コントラクターが応札額を決定する際の積算や施工計画の作成に利用される参考資料と位置づけられますが、明示された条件に変更が生じ、その変更が工事経費等に影響を与えると考えられる場合は、「設計変更」の対象となることがあり、施工業者が設計変更（契約履行期限の延長や契約金額の変更）を求める根拠となります。

明示すべき設計条件／施工条件については、別紙「明示すべき施工条件のチェックシート（参考）」も参考として判断してください。

2. 指定仮設と任意仮設の区分の明示

施工条件の一部として、仮設工事の指定仮設／任意仮設の区分を明示してください。指定仮設・任意仮設の区別にかかる具体的な考え方は以下のとおりです。

- 任意仮設については、その仮設構造物の設計及び施工方法の選択は施工業者の責任で行う（自主施工の原則）。
- 任意仮設については、その設計や施工方法に変更があっても、原則として「設計変更」として取扱わない。
- 指定仮設・任意仮設いずれの場合であっても、入札図書において、設計条件／施工条件や参考図が適切に明示されることが必要である。
- 指定仮設・任意仮設ともに入札・契約時の想定と実際の現地条件の相違等があれば、「設計変更」の対象となりえる。

仮設工のうち、以下に該当するものについては、原則指定仮設として適切に指示することを検討してください。

- ✓ 安全対策上重要な仮設物等（仮締切工、仮栈橋等）
- ✓ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切工
- ✓ 一般の交通の用に供する仮設物等（仮橋、路面覆工、迂回路等）
- ✓ 関係官公署との協議により制約条件のある仮設物等
- ✓ 特許工法または特殊工法を採用する場合

以上

明示すべき施工条件のチェックシート（参考）

項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合（雨期、乾季の影響も含む）は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 6. 特別な保険・医療施設等が必要な場合は、その内容。
治安対策関係	1. テロ対策等が必要な場合は、警察、軍のエスコート、防弾車、防弾ベスト、防護マスクの使用、事務所周りの強固な防御壁・柵及び警備員の設置など、治安上必要とされる対策とその内容。
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 ① 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ② 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合 ③ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ④ 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去）。 ⑤ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。

仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
相手国側負担事項	1. 用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮、事業実施に必要なビザ・滞在許可の発給等。 2. 土採場について、あらかじめ指定する場合は、その位置・大きさ・現場からの距離・土質試験結果等の明示他、同土採場使用にあたって、施工者が負担する経費があれば、明示する。指定しない場合は、積算上の運搬距離他、同土採場使用にあたって、施工者が負担する経費があれば、明示する。 3. 不発弾（UXOs）に対する措置が必要とされ、施工者に調査・処理を行わせる場合は、その場所と調査・処理項目の指定。措置の要否が不明であるが、不発弾（UXOs）の存在が懸念される場合、工事中に発見された場合の連絡・協議先。 4. その他設計・積算に軽微ではない影響を与える項目で、他に記載されていないもの。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。 10. 橋梁等渡河施設工事に必要な水位の情報。 11. 仮設工事に必要とされる地盤条件。 12. 無償案件の実施にあたり通関のための特定の条件が付される場合はその詳細（関税免税にあたりマスターリストを作成して事前許可を得る必要がある場合や、無償案件の通関にあたり登録済みプロジェクト番号がある場合等）。 13. 労働法規、賃金、労働保険関係で、積算に関し特記すべきもの。

※「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（平成 28 年 5 月、国土交通省関東地方整備局）等を参照して作成。